

## ■ 1. なぜあれほどの事故が起きたのに、責任の所在が明確にならなかったのか？

議論ではまず、

- 法的責任
- 道義的責任
- 政治的責任

の3つが混在し、整理されないまま今日まで来ている点が指摘されました。

### ● 事故調査報告書は「人災」と明記

2012年の国会事故調では、原発事故を「自然災害ではなく人災」と断定しました。  
複数の民事裁判では、東電の過失が認定されています。

しかしー

### ● 「国策」で進められた原発政策である以上、国の責任が重い

原発は国策で推進されてきたため、政府・行政の責任は避けられません。  
この「国の責任」が強く絡むため、  
責任の所在があいまいにされ続けているという構造があります。

### ● 裁判の見えにくさ・政治の影響

議論では、次のような問題も共有されました。

東電旧経営陣への刑事訴訟は、検察が不起訴→強制起訴→無罪判決  
→国によって判断が歪められた可能性が指摘されている

原告（被害者）側に不利な判決を出す裁判官が多い

賠償訴訟が各地で多発していること自体が政治問題

そもそも被害者が裁判を起こさないと救済されない状況が異常

「私たちの声が政治に反映されていない」という意見も多く出され、  
それをどう未来に繋げていくかが課題として浮き彫りになりました。

### ● 水俣病との類似

水俣では行政が企業寄りに動き、救済が長年止められた歴史があります。  
今回の議論でも、福島と水俣の構造の類似が挙げられ、  
被害を認めさせるための長い闘いが想起されました。

## ■ 2. 「特権と人権の論理」と福島の事故後の対応はどこがつながるのか？

武谷三男は

「特権の論理は差別を生み、人権の論理は団結を生む」と述べています。

この視点から福島を捉えると、次のような構造が見えてきました。

### ● 被害者の「いちばんの被害」とは人権の侵害

被ばくリスク、避難、健康被害、生活崩壊、分断…  
これらの根底には人権が侵害された事実がある。

しかし、事故後の福島では

被害者同士が対立させられる

「あなたは被害が少ない／多い」と比較してしまう

違いを認めず切り捨てる（=特権の論理）

という「分断」が起こってきました。

### ● “知らないふりをする”ことも特権側に立つこと

議論では次の言葉が印象的でした。

「見て見ぬふり」「知らないふり」は、結果として特権側に立つことになる。

これは福島でも、全国でも起きている感覚です。

### ● 逆に「人権の論理」は共通点を見つけ、団結を生む

水俣病では、  
差別 → たたかい → 団結 → 勝訴  
という流れがありました。

福島でも、

モニタリングポスト撤去問題で住民が粘り強く交渉し、撤去が撤回された

県の担当者も「自分も被災者」だと吐露する構造的な葛藤

など、小さな行動が政治を動かした事例があります。

議論では、

「違い」に目を向けて切り捨てるのではなく、  
「共通点」に目を向け団結していく人権の論理が必要  
という結論が共有されました。

## ■ まとめ

今回の議論を通して見えてきたことは、

### ● 原発事故の「責任」は構造的な問題である

国策・行政・司法の関係が複雑に絡み、被害者が見えにくくなっている。

● 事故後の福島の分断も「特権と人権」の視点で読み解ける

差別・無視・不認定の構造の上で、  
人権の論理=団結によって状況を変えられる可能性がある。

という2点でした。